

大洲市プレミアム付デジタル商品券発行業務プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、大洲市プレミアム付デジタル商品券発行業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務の概要

(1) 業務名

大洲市プレミアム付デジタル商品券発行業務

(2) 業務の目的

別添の「大洲市プレミアム付デジタル商品券発行業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務の内容

別添の「大洲市プレミアム付デジタル商品券発行業務委託仕様書」のとおり

なお、別添資料は、この業務の業者選定を行うための資料であり、実際の仕様書の作成に当たっては、選定された参加者から提出された企画提案をもとに双方協議の上、一部変更することがあるものとします。

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年2月27日まで

(5) 事業規模（提案限度価格）

プレミアム原資 100,000,000円

業務委託上限額 24,409,000円（消費税及び地方消費税を含む）

合計 124,409,000円

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。

3 実施形式

本プロポーザルは、公募型で実施します。

4 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てのほか、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされていないこと。
- (4) 国税及び市区町村民税の滞納がないこと。

- (5) 募集開始前（公表日）において、大洲市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成17年大洲市告示第106号）の規定による入札参加資格停止等の処分を受けていないこと。
- (6) 大洲市暴力団排除条例（平成23年大洲市条例第22号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していないこと。

5 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次にスケジュールで実施します。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和7年3月14日（金）
② 実施要領等に関する質疑受付	令和7年3月21日（金）午後5時まで
③ 実施要領等に関する質疑回答	令和7年3月25日（火）
④ 参加申込書の提出期限	令和7年3月28日（金）午後5時まで
⑤ 参加資格審査結果の通知	令和7年3月31日（月）
⑥ 企画提案書等の提出期限	令和7年4月 7日（月）午後5時まで
⑦ 企画提案書等の審査	令和7年4月中旬予定
⑧ 審査結果の通知	令和7年4月中旬予定
⑨ 本契約締結	令和7年4月下旬予定

6 参加手続き

(1) 実施要領・仕様書等の確認

① 公表日

令和7年3月14日（金）

② 公表方法

大洲市公式ホームページ

③ 入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の大洲市ホームページからダウンロード可能です。

URL <https://www.city.ozu.ehime.jp/soshiki/shoukou/65676.html>

④ 質問の受付及び回答

1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式1）によるものとし、電子メールのみの受付とします。なお、件名を「大洲市プレミアム付デジタル商品券発行業務質問票について」とし、電子メール送信後には、必ず電話により受信確認を行ってください。

2) 受付期間

令和7年3月21日（金）午後5時までとします。なお、土日祝日は受付を行いません。

3) 提出先

「13 問い合わせ先」に同じ

4) 回答方法

令和7年3月25日（火）以降に大洲市公式ホームページに掲載します。

(2) 参加申込書の提出

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大洲市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出してください。

1) 参加申込書（様式2）

2) 業務受託実績書（様式3）

3) 会社概要（任意様式。パンフレット等でも可。）

4) 財務諸表（写し可。貸借対照表及び損益計算書、いずれも終了した直近の事業年度のもの）

5) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）納税証明書及び本社の所在する自治体の市区町村税（全税）納税証明書（写し可、発行より3か月以内のもの）

6) 法人・商業登記の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（写し可。発行日より3か月以内のもの）

② 提出期限

令和7年3月28日（金）午後5時必着

③ 提出先

「13 問い合わせ先」に同じ

④ 提出方法

郵送、持参又は電子メールにより提出してください。郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

電子メールの場合は、件名を「大洲市プレミアム付デジタル商品券発行業務参加申込書について」とし、電子メール送信後には必ず電話により受信確認を行ってください。

⑤ 提出部数

提出書類各1部

⑥ 参加資格確認結果

参加申込書提出者に対し、電子メールにより参加資格審査結果を通知します。

(3) 企画提案書等の提出

① 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

1) 企画提案書表紙

様式4を使用してください。

2) 企画提案書

下記「4) 提案に含める内容」、別紙「仕様書」、「評価基準」に従って作成してください。

様式は自由ですが、用紙サイズはA4判とし、両面印刷で作成してください。
(これにより難しい場合はA3判の使用も可) なお、仕様書の内容は現時点における予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性があるため留意してください。

3) 見積書及び内訳書(様式は自由。項目・数量・単価など)

4) 提案に含める内容

ア 業務実施体制

- a 事業の企画・運営にあたっての実施体制
- b 総合的な安全管理体制・突発的事項への即応体制(直近5年以内のデジタル商品券事業の実績件数、委託者及び事業費(プレミアム原資・事務費)を併せて記載すること)
- c 業務の遂行スケジュール

イ デジタル商品券システムの構築・管理・運営

- a デジタル商品券システムの概要・搭載する機能(申込者が市内に居住していることの確認方法、不正申込(重複申込、架空名義での申込等)を確認する方法、不正利用防止に関する方策を併せて記載すること)
- b 利用者がデジタル商品券を利用して市内店舗で商品を購入する際のフロー
- c デジタル商品券システム自体のセキュリティ体制(ウイルス等の攻撃や情報流出防止対策等)
- d 導入後のランニングコスト

ウ 利用店舗等に関する業務

- a デジタル商品券システムの提案書作成時点での市内利用可能店舗数と業種別内訳、利用開始時点の目標利用店舗数
- b 利用店舗等の募集方法
- c 利用店舗等を増やすための効果的な方策
- d 利用店舗等で使用する決済に必要なツール及び販促物等の種類と店舗への受け渡し方法
- e 店舗等の負担(決済手数料の料率、サービス基本料が必要な場合はその額、新規加盟の際に費用が必要な場合はその額、利用店舗等で機器等の導入が必要な場合これに要する費用、売上金の振込に要する費用、有償のオプションがある場合はその内容及び費用) 店舗との契約内容により費用負担が異なる場合は、標準的な金額又は料率、最も高額な金額又は料率、最も低額な金額又は料率を記載してください。
- f 店舗等がデジタル商品券で商品を販売してから入金を受けるまでの所要日数を含めたフロー(利用店舗の負担で早期入金が可能な場合は、その費用についても記載)

エ 利用者への周知及び商品券の販売

- a 短期間で広く事業を周知するための効果的な広報方法
- b 申込受付方法及び申込者を増やすための効果的な方策(特にスマートフ

ォンの利用が不慣れな方が申込をすることができるための方策)

- c 申込・抽選・抽選結果の通知・購入までの流れ及び購入者の決済方法（抽選方法については具体的に記載）

オ 広報・周知業務

- a 広報・周知の方法とその手法を選択した理由
- b 特設ウェブページの掲載内容及びイメージ図
- c 利用者に対する利用促進方法

カ 利用者・利用希望店舗・利用店舗等へのサポート・問い合わせ対応

- a 各対象者へのサポート・問合せ対応の方法
- b コールセンターの概要（設置期間・対応時間・人員体制・情報の管理体制等）

キ データ管理・効果検証

- a 個人情報や収集データの管理方法
- b 事業効果の測定方法及び提供可能データの種類

② 提出期限

令和7年4月7日（月）まで（受付時間帯は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとします。）

③ 提出先

「13 問い合わせ先」に同じ

④ 提出方法

郵送又は持参により提出してください。郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

⑤ 提出部数

正本1部、副本6部とします。紙媒体に加え、CD-R等に格納した電子データも併せて提出してください。

7 受託候補者の選定

(1) 審査委員会の設置

企画提案書等の審査は、市が設置する「大洲市プレミアム付デジタル商品券発行業務プロポーザル審査委員会」が行います。

(2) 審査方法

審査は、企画提案書等の内容を評価基準に基づき総合的に評価します。

(3) 受託候補者の決定

各審査会者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定します。なお、同点の場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者として選定します。

(4) 最低基準点の設定

各審査者の評価点の合計点の6割を最低基準点に設定し、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行いません。

8 審査結果

審査結果は、令和7年4月中旬以降、大洲市公式ホームページで公表するとともに、プロポーザル参加者全員に「審査結果通知書」を電子メールで通知します。なお、審査結果及び評価内容、点数等に関する問い合わせ及び審査結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

9 契約に関する事項

(1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となりますが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

(2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、大洲市契約に関する規則（平成17年大洲市規則第54号）に基づいて契約を締結することとします。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

10 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は返却しません。

(2) 提出後の差し替え及び追加・削除は一切認めません。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しません。

(4) 市が追加資料の提出、内容の説明を求めることがあります。

11 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大洲市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、業務を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。なお、本プロポーザルの受託候補者決定前において、その決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とします。

12 留意事項

(1) 失格事項

参加申込書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合

② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合

③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

- ⑤ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案限度価格）を超える場合
 - ⑥ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
 - ⑦ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合
- (2) その他の留意事項
- その他の留意事項は次のとおりです。
- ① 企画提案書の作成及び提出などに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
 - ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。
 - ③ 企画提案書は、1 事業者につき 1 案とし、複数の提案はできません。
 - ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しません。
 - ⑤ 提出期限後における参加申込書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。（市からの指示があった場合を除く。）
 - ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
 - ⑦ 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式 5）により、担当課へ届け出てください。
 - ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。また、情報公開請求があった場合は、大洲市情報公開条例（平成 17 年大洲市条例第 10 号）に基づき公開することがあります。
 - ⑨ 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
 - ⑩ 企画提案書に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとします。
 - ⑪ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負いません。

13 問い合わせ先

所在地：〒795-8601 愛媛県大洲市大洲690番地の1
担当部署：大洲市環境商工部 商工産業課 商工振興係 担当 新口
電話番号：0893-24-1722
E-mail：shokosangyoka@city.ozu.ehime.jp